

卒業の認定に関する方針

1. 卒業認定

各学科とも、修業年限以上在籍し各学科所定の単位数を修得するとともに、以下の素養を身につけた学生に対して卒業を認定する。

法律学科 公務員上級・中級コース（2年制）	文化教養に関する正しい知識と的確な技能、特に本学科では公務員試験や国家資格試験合格を目的とするので、法律学や経済学などの知識を修得する。
法律学科 公務員初級コース（2年制）	事務系公務員試験合格を目的とするので、ビジネスに求められる資格・知識、及び幅広い職業選択ができるための広い視野を修得する。
法律学科 警察官・消防官・自衛官コース（2年制）	警察官・消防官・自衛官試験合格を目的とするので、教養全般の知識の修得、体力試験に向けた体力の強化、及び正義感と精神力を身に付ける。
行政学科 （1年制）	国家公務員一般職、地方公務員初級試験合格を目的とするので、教養全般の知識の修得、及び社会人として必要な礼儀やマナーを修得する。
法律研究学科 （1年制）	高いレベルの公務員試験・国家資格試験合格を目的とするので、必要な知識を修得し、理解を深める。

2. 進級基準

2年制学科：1年から2年へ進級時 46単位

3. 卒業単位

卒業するために必要な単位数を、次のとおりとする。

1年制学科：40単位

2年制学科：86単位

4. 卒業判定会議を卒業年次の2月末に実施する。